



第24回 被収容者にも、休息中には安らぎを

人権擁護委員会委員 山崎 純一郎 (54期)

1 事案の概要

本件は、刑事施設内の未決拘禁者である申立人が、1回限りの職員への暴行を理由に東京拘置所の監視カメラ付きの居室（監視カメラ居室）に収容され、それが合理的理由なく長期化し、心身に変調が生じているとして、代理人を通じて当会に人権救済申立がなされた事案である。

監視カメラで就寝や排泄を含む全行動を四六時中監視されれば、誰でも気が安まることがないであろうから、本件はごく一般的な感覚からの申立と思われる。

2 本件の調査及び処理結果等

刑事施設の規律及び秩序維持の観点から、刑事施設被収容者が一定限度では監視の対象となり得るとしても、刑務作業等の矯正処遇中であればともかく、休息場所であるはずの居室内で常時監視カメラを回され続けることは、被収容者のプライバシーを侵害し、その個人の尊厳すら損なうものといえよう。しかも本件では、それが約5ヶ月間の長期に及び、その長期化の理由について施設側から具体的説明もなかったことから、当会は令和4年6月17日、申立人に対する人権侵害性（人格権・プライバシー権侵害）を認定し、東京拘置所に対して警告の上、持参執行を行った。

ちなみに、本件と同種の刑事収容施設における監視カメラ居室事案について、当会は過去に幾度も警告や勧告を発している。裁判例においても、熊本地判平成30年5月23日は、被収容者の長期間の監視カメラ居室への収容を違法とし、対象被収容者に慰謝料も認めている（近時、大分地判令和5年2月2日も同様の判決を下している）。

3 監視カメラ居室の有用性についての認識のギャップ

本件の調査過程等において、刑事施設側からは、主に被収容者の自傷・自殺防止の観点から、監視カメラによる被収容者の常時監視は有用であり、何がそんなに問題なのか、巡回監視を補完する合理的な手段であるという認識も垣間見えた。

しかし、被収容者の自傷防止の手段が、監視カメラ居室への収容という人権侵害的な方法しかないのかという点には疑問が残る。監視カメラ居室は、被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所である「居室」（刑事施設収容法4条3項）の概念には馴染みにくいものがある。

しかも、監視カメラ居室は法令上明文規定がないため、期間等についても歯止めがきかず、恣意的に運用されるおそれが根強い。監視カメラ居室への収容が、仮に期間制限の法定された懲罰手続の隠れ蓑になっているとすればさらに問題であり、もし刑事施設でそのような運用実態があるのであれば、直ちに改善されるべきである。

4 おわりに

監視カメラ居室は前記のとおり明文がなく、その開示や記録保存の制度も不明であるためその実態は外部から見えにくいですが、今日でも刑事施設内で相当数運用されていることが窺い知れる。

昨今監視カメラは刑事施設内だけでなく、街中にも溢れかえっており、それによる有用性の反面、弊害も指摘されている。刑事施設は一般社会を映す鏡ともいわれる。今後も監視カメラ居室への収容により被収容者の人権が不当に制約されることのないよう、注視していく必要がある。